

「介護サービス情報の公表」制度

財務諸表に関する新潟県 Q & A (R8. 8)

「運営情報」のうち、財務諸表に関する Q&A です。

	質 問	解 答
1	財務諸表はどこに掲載しますか。	「手順 2 運営情報」のうち「8. 財務諸表」から入力をお願いします。 ※財務諸表欄が空欄である場合は、差戻しさせていただきます。
2	財務諸表は必ず提出しなければなりませんか。	令和 6 年 10 月 18 日付老認発 1018 第 1 号「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について」にて、公表が義務付けられています（2024 年度対象事業所以降）。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html にて、厚労省の Q&A 等も掲載されておりますので、ご参照ください。
3	どのようなものを提出すればよいですか。	①事業活動計算書（損益計算書） ②資金収支計算書（キャッシュフロー計算書） ③貸借対照表（バランスシート） の 3 点が公表範囲です。 詳細項目の例示はなく、最低でも資産、負債、収支が分かるものとされています。 一般に公表するものとなりますので、差し支えない範囲をご検討ください（事業所として公表できない部分については黒塗りとしていただいても構いません）。 なお、決算書などのみ作成している場合は、どの項目に載せていただいても差し支えございません。

4	財務状況が分かる書類について、会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められておらず、作成をしていない場合はどうすればよいですか。	会計基準の規定上、キャッシュフロー計算書の作成が求められていない場合は、必ずしも御報告いただく必要はありません。 損益計算書及び貸借対照表について、公表をお願いします。
5	期限までに決算が終わらず、提出できません。	ご提出いただく財務諸表は、 <u>記入日現在で最新のもの</u> とされていますので、その時点での資料を掲載いただければ構いません。 なお、運営情報については、一度公表してしまうと訂正ができないため、最新の財務諸表を公開したい場合は、決算が終わり次第ご提出いただければ構いません。
6	会計の種類には何を記載すればよいですか。	事業所が採用している会計の基準をドロップダウンリストより選択してください。(例：社会福祉法人会計、病院会計、企業会計、日本会計 等)
7	タイトルには何を記載すればよいですか。	それぞれの計算書のタイトル欄になります。 計算書の種類どおり「損益計算書」等でも差し支えございません。
8	アップロードするファイルの形式等に制限はありますか。	PDF もしくは CSV ファイル形式であり、2MB 以内のものがアップロード可能です。

9	法人単位で、すべて同じ財務諸表を載せる予定ですが、どこか1か所だけでいいですか。	事業所ごとの公表となりますので、対象である事業所すべてに入力が必要です。
10	他のサイト・ホームページ（自事業所 HP や、WAMNET）で公表しているので、その旨が記載してあればいいですか。	令和7年度より、財務諸表が掲載されているウェブサイトの URL を公表することでもよいこととされました。 その場合は、当該 URL を記載してください。